じ。）について支払つた生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時生活療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。

2　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　略］

（薬剤の支給）

第百一条　法第五十五条第一項各号に掲げる薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、同項各号に掲げる医療機関において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受けた上、これを当該薬局に提出しなければならない。

（療養費）

第百二条　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

2　［略］

（訪問看護療養費）

第百二条の二　法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする者は、法第五十五条第一項に規定する電子資格確認によることができないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時生活療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。

2　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～五　同上］

（薬剤の支給）

第百一条　法第五十五条第一項に規定する薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、同項に規定する医療機関において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受けた上、これを当該薬局に提出しなければならない。ただし、当該薬局から組合員証の提出を求められたときは、当該処方箋及び組合員証を（その者が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）提出しなければならない。

（療養費）

第百二条　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～六　同上］

2　［同上］

（訪問看護療養費）

第百二条の二　法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする者は、組合員証を（その者が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

2　法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、指定訪問看護事業者に組合員証を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該指定訪問看護事業者において、当該組合員が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

（移送費）

第百三条　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

（特別療養証明書）

第百四条　［略］

［２・３　略］

4　第九十条、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十九条第一項、第九十九条の三及び第百二条の二第一項の規定は、法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百四条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者がない場合には埋葬を行つた者）」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「特別療養証明書整理簿」と、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

2　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後遅滞なく組合員証又は高齢受給者証を当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

（移送費）

第百三条　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～六　同上］

（特別療養証明書）

第百四条　［同上］

［２・３　同上］

4　第九十条、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十九条、第九十九条の三及び第百二条の二の規定は、法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百四条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者がない場合には埋葬を行つた者）」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「特別療養証明書整理簿」と、第九十九条第一項中「組合員証を（その者が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）」とあるのは「特別療養証明書を」と、同条第二項中「組合員証又は高齢受給者証」とあるのは「特別療養証明書」と、第百二条の二第一項中「組合員証を（その者が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）」とあるのは「特別療養証明書を」と、同条第二項中「組合員証又は高齢受給者証」とあるのは「特別療養証明書」とする。